

東都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

平成27年1月27日

(目的)

第1条 この規程は、東都大学(以下「本学」という。)における教員等の研究活動上の不正行為を防止し、及び研究活動上の不正行為が行われ又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員等 役員、教職員及び学生をいう。
- (2) 教員 就業規則に基づき雇用されている教員をいう。
- (3) 学生 学部学生及び研究生をいう。
- (4) 研究活動上の不正行為 本学の教員等が研究活動を行う場合において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行為をいう。
 - (イ) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (ロ) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (ハ) 盗用 他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を他の当該研究者等の了解又は適切な表示をせずに使用すること。
 - (ニ) その他 研究経費の不適切な請求・執行行為若しくは、社会通念上、不適切と判断される行為。
- (5) 資金配分機関 本学に対して、研究資金の配分をする機関をいう。

(総括責任者の責務)

第3条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、学長を総括的な最終責任者(以下「総括責任者」という。)とする。

- 2 学長は、総括責任者として、研究活動上の不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合の調査手続や方法等に関する規程及び体制等を整備し、これを公表するとともに、事案が発生した場合には厳正かつ適切に対応しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第4条 コンプライアンス推進責任者として学部長を充て、部局内の教員等に対し、コンプライ

アンス教育の実施・管理および研究活動上の不正行為の防止に関し必要な指導等を行うものとする。

(教員等の責務)

第5条 教員等は、高い倫理性を保持して研究活動を行い、決して研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 教員等は、この規程及びコンプライアンス推進責任者の指導等に従うほか、この規程が定める調査等に協力しなければならない。
- 3 教員等は、本学が定める期間、研究に係るデータを保存しなければならない。
- 4 前項のデータは、学長が必要であると認めた場合には開示しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第6条 本学に研究倫理教育責任者を置き、倫理審査委員会の委員長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究活動に関わる教員等を対象とする研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施するとともに、学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、前項の受講状況をコンプライアンス推進責任者へ報告するものとする。

(受付窓口)

第7条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）及び通報等に関する相談（通報等までに至らない段階の相談をいう。）に対応するため、事務局に受付窓口を置く。

(通報処理体制等の周知)

第8条 学長は、受付窓口、通報等及び通報等に関する相談の方法その他必要な事項を学内及び学外の機関（以下「他機関」という。）に周知するものとする。

(通報等の方法)

第9条 通報等は、書面（ファックス、電子メールを含む。以下同じ。）を受付窓口へ提出し、若しくは送付し、又は電話若しくは面談の方法により行うものとする。

- 2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教員等又はグループ等の氏名又は名称
 - (2) 研究活動上の不正行為の具体的内容
 - (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由
- 3 受付窓口は、前項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について

指示することができる。

- 4 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに学長に報告するとともに、通報等を受け付けた旨を当該通報者に通知するものとする。この場合において、受付窓口は、当該通報者に対し、更に詳しい情報の提供若しくは当該通報等に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。
- 5 受付窓口は、当該通報等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合又は当該通報等の対象若しくは内容が本学に該当しない場合には、当該他機関の長に当該通報等を回付しなければならない。ただし、回付する場合にあっては、あらかじめ通報者に回付先その他必要な事項を通知し、その同意を得なければならない。
- 6 学長は、第1項の通報等による場合のほか、報道機関の報道による場合、学会その他研究機関等から指摘された場合、インターネット上に掲載された場合又は匿名による通報等があった場合であって、第2項の要件を満たしているときには、第1項の通報等があったものとみなすことができる。

(通報等に関する相談の方法)

- 第10条 通報等に関する相談は、書面を受付窓口へ提出し、若しくは送付し、又は電話若しくは面談の方法により行うものとする。
- 2 受付窓口は、前項の相談のうち、通報等の意思を明示しない相談を受け付けた場合において相当の理由があると認めるときには、当該相談者に対して通報等の意思の有無を確認するものとする。
- 3 前項の確認により、当該相談者に通報等の意思がある場合には、前条の通報等に準じて取り扱うこととする。

(受付窓口担当者の秘密保持義務)

- 第11条 受付窓口の担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該受付窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

(通報等に係る事案の調査)

- 第12条 学長は、第9条第4項の規定による報告を受けた場合には、次条から第21条までに定めるところにより、当該通報等がなされた事案について、必要な調査等を行わせるものとする。ただし、第10条第3項の規定により通報等に準じて取り扱うこととされた事案について第9条第4項の規定による報告を受けた場合には、学長が必要と認めるときに限り、必要な調査を行わせるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、学長は、第9条第4項の規定による報告を受けた場合において、当該通報等が不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められている内容であるときは、速やかに前項の規定による調査を行わせ、その内容を確認するとともに、相当の理由が

あると認めるときは、当該通報等の対象となっている教員等（以下「被通報者」という。）に警告を行うものとする。この場合において、被通報者が他機関に所属するときには、被通報者の所属する当該他機関の長に警告の内容等を通知しなければならない。

（通報等に係る事案の予備調査）

第13条 学長は、第9条第4項の規定による報告を受けたときは、当該報告を受けた日から概ね30日以内に、被通報者の所属する学部又は研究センター（以下「学部等」という。）の長（当該長が通報等の対象に含まれているときを除く。以下同じ。）に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を文書により受けるものとする。

- （1）当該通報等がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
- （2）第9条第2項第3号の規定により示された科学的合理的理由と当該通報等がされた研究活動上の不正行為との関連性及び論理性
- （3）通報等がされた研究の公表から通報等がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間を超えるか否かなど通報等内容の合理性及び調査可能性
- （4）その他必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、当該学部等の長は、学長に対し、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告を文書で行わなければならない。

- （1）次条の規定による調査の要否
- （2）第26条の規定による措置に関する意見等
- （3）研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報等が悪意に基づくものである可能性

3 当該学部等の長は、第1項の予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実に協力を行うとともに、正当な理由がない限りこれを拒絶することができない。

5 学長は、予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する学部等の長にその旨を通知しなければならない。

（本調査）

第14条 学長は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該通報等がなされた事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを速やかに決定するものとする。この決定に際し必要があると認めるときは、当該通報等の対象となっている研究分野の教員に対し、意見等を求めることができる。

2 学長は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を通報者及び被通報者に通知しなけれ

ばならない。この場合において、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた資金配分機関等にも調査方針、調査対象及び方法等について、報告・協議するものとする。

- 3 学長は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を通報者に通知しなければならない。この場合において、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた資金配分機関等にも通知しなければならない。
- 4 前項の決定の場合においては、学部等の長は、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る資金配分機関等及び通報者の求めに応じ開示するものとする。
- 5 学長は、第2項又は第3項に定める通知を受けた通報者又は被通報者から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じ、前条の予備調査について、当該学部等の長に再調査を求めることができる。

(調査委員会の設置及び構成)

第15条 学長は、前条第2項の本調査の実施を決定した場合には、当該決定をした日から概ね30日以内に調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。ただし、委員の半数以上は他機関に所属する有識者でなければならない。
 - (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 当該学部等の長
 - (3) 本学の教員 若干名
 - (4) 他機関に所属するもの若干名
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 3 委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、学長が委嘱する。前項第1号及び第2号の委員の場合も同様とする。
- 4 調査委員会には委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

(調査委員会委員の通知)

第16条 学長は、調査委員会を設置したときは、委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。
- 3 前項の異議申立てがあった場合、学長は、その内容を審査しその内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を欠員又は交代させるものとする。
- 4 学長は、前項の審査の結果及び委員を交代させたときは、当該委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知しなければならない。

(調査委員会の調査)

第17条 調査委員会は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより事情聴取を行うとともに、必要に応じ、被通報者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これに基づく調査を行うものとする。

2 調査委員会は、前項の調査の実施に際し、被通報者に対し弁明の機会を与えてその意見等の聴取を行うとともに、再実験等を被通報者に要請する場合又は被通報者自らの意思による申出があり、かつ、調査委員会がその必要性を認めた場合には、再実験等に要する期間及びその機会（機器、経費等を含む。）を与えて、当該調査委員会の指導又は監督の下にこれを実施するものとする。

3 被通報者は、前項の弁明の機会において当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることについて、科学的根拠を示して説明しなければならない。

4 調査委員会は、第1項の調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。その際には、通報者が了承した場合を除き、調査委員会以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう周到なる配慮をしなければならない。

5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実に協力をを行うとともに、正当な理由がない限りこれを拒絶することができない。

6 第1項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、当該調査に関連する被通報者の研究を調査の対象とすることができる。

7 調査委員会は、第1項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置を講ずることができる。ただし、その措置に影響しない範囲内において、被通報者の研究活動は制限されないものとする。

8 調査委員会は、その調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が必要な範囲外に漏洩することのないよう、調査（通報者に情報提供を行う場合を含む。）の遂行上、十分配慮しなければならない。

9 資金配分機関等がある場合は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関等からの当該事案に関わる資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

(認定及び報告)

第18条 調査委員会は、調査が開始された日から概ね150日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、調査（認定を含む。）を終了したときは、当該調査の結果を文書にとりまとめ、直ちに学長に報告するものとする。

(1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か

(2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者と

その関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

- (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、併せて告発が悪意に基づくものであったか否か
 - (4) その他、不正発生要因、再発防止計画等
- 2 前項の規定にかかわらず、調査委員会は、資金配分機関等の求めに応じ、調査の終了前、その調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出することができる。

(調査結果の通知及び報告)

- 第19条 学長は、前条第1項の調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）並びに被通報者が所属する学部等の長に対し通知しなければならない。この場合において、被通報者に他機関に所属する者がいる場合は、当該他機関の長に対しても通知しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、学長は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等及び文部科学省に対して当該調査の結果を報告しなければならない。
- 3 学長は、前条第1項の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、当該通報者が所属する学部等（他機関に所属する者がいるときは、当該他機関）の長に通知しなければならない。

(不服申立て)

- 第20条 第18条第1項の調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けた日から30日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。
- 2 第18条第1項の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立てにより次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けた日から30日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。
- 3 前2項の場合において、当該不服申立てをする者は、不服申立ての期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 4 学長は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知しなければならない。この場合において、当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関等に対してもその旨を通知しなければならない。
- 5 学長は、第2項の不服申立てを受けたときは、通報者が所属する学部等の長及び被通報者に通知しなければならない。この場合において、通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に対し、及び当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたもので

あるときは当該資金配分機関等に対し、それぞれ、その旨を通知しなければならない。

(不服申立ての審査及び再調査)

第21条 学長は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、当該調査委員会の構成等その公平性・公正性に関わるものである場合において学長がその内容が妥当であると判断するときには、当該調査委員会の委員を交代させるか又は新たに調査委員会を設置しなければならない。

2 前項の調査委員会（新たに設置される場合を含む。）においては、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かについて速やかに審査を行い、その結果を直ちに学長に文書で報告するものとする。

3 学長は、前項の報告を受け、再調査を行う決定又は行わない決定をした場合には、その旨を被通報者又は通報者に通知しなければならない。

4 学長が前項の再調査を行う決定をした場合には、調査委員会は、被通報者に対し、第18条第1項の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めることができる。ただし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は審査を打ち切ることができる。

5 学長は、第3項の再調査を行わない決定をした場合において、当該不服申立ての理由が当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときには、その後の不服申立てを受け付けないことができる。

6 第3項の学長の決定を受けて調査委員会が再調査を開始した場合には、前条第1項の規定に基づく不服申立てにあつては当該不服申立てを受けた日から概ね50日（前条第2項の規定に基づく不服申立てにあつては当該不服申立てを受けた日から概ね30日）以内に、当該再調査の結果を学長に文書で報告するものとする。

7 第19条の規定は、前項の再調査結果の通知及び報告に準用する。この場合において、同条第1項及び第3項の規定中「前条第1項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(調査委員会の調査及び審査に係る細則)

第22条 第14条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立ての審査に関し必要な事項は、調査委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(調査及び審査関係者の秘密保持義務)

第23条 第11条の規定は、第12条から前条までに定める調査等に関与する者に準用する。

(調査資料の提出等)

第24条 学長は、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである

場合において、当該資金配分機関等から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることができる。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第25条 学長は、第18条又は第21条第6項の調査委員会の調査結果の報告（以下「調査結果の報告」という。）において、研究活動上の不正行為が行われた旨の認定を受けた場合には、速やかに次の事項を公表（説明を含む。以下本条において同じ。）するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の認定を受けた場合には、その不正行為への関与が認定された者、及び関与したまでとは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者と認定された著者(本学の教員等に限る。)に対し、内部規程に基づき適切な処置を講ずるとともに、当該論文等の取下げを勧告するものとする。

3 学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の認定を受けた場合には、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩した場合（ただし、通報者及び被通報者の責めによる漏洩でなく、かつ、双方の了解を得たときに限る。）及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する事項は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）、被告発者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

4 学長は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合には、通報者の所属及び氏名を公表するとともに、当該通報者に対し、内部規程の基づき適切な措置を講ずること又は司法当局に刑事告発することができる。

5 学長は、前3項の場合において、第18条第1項の調査結果に基づく公表を行うときには、第20条第1項及び第2項の規定による不服申立ての期間等を考慮して行うものとする。

6 学長は、当該公表する内容に学生が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

(調査中における一時的措置)

第26条 学長は、第14条の本調査を行うことを決定したときは、第18条第1項の調査結果

の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講ずることを関係者に求めることができる。

(認定後の措置)

第27条 学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合には、前条の規定により講じられた措置の延長を関係者に求めることができる。

2 学長は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合には、前条及び第17条第7項の証拠保全の措置その他当該通報等に基づき講じた一切の措置を解除し、及び当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、研究活動上の不正行為を行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

3 前2項の場合において、学長は、調査結果について、第20条の不服申立てがあったときには、前2項により講じた措置の保留又は前条の研究費の執行停止など、必要な措置を講じるものとする。

4 前項の措置を講じた場合において、学長は、当該不服申立てに関し、第21条第6項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告の内容に基づき、第1項又は第2項に定める措置及び必要に応じて第25条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第28条 理事長、学長及び学部等の長は、通報等及び通報等に関する相談をしたことを理由に、当該通報者等に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事長、学長及び学部等の長は、単に通報等があったことをもって、当該被通報者に対し、その研究を行うことを部分的又は全面的に禁止し、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(実施規定)

第29条 第13条第1項、第18条第1項及び第21条第6項の調査等は、当該規定に定める期間内において、可能な限り速やかに行うものとする。

(改廃等)

第30条 この規定の改廃は学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年1月27日から施行する。

この規程の改正は、平成27年10月1日から施行する。